

1994年南極(環境保護)法 (仮訳)

公法 1994 No 119

承諾日 1994年12月6日

施行に関しては第1章参照

本法は、南極の環境の包括的な保護を実施し、平和と科学に専念するための自然保護区として南極大陸を認識し、環境保護に関する南極条約議定書を実現するためのものである。

1. 略称及び施行日

- (1) この法律は、**1994年南極（環境保護）法**と称することができる。
- (2) 第(3)項に定める場合を除き、この法律は**1995年2月1日**から施行する。
- (3) 第12条、第3部と第5部、第56条と57条及び別表1は、勅令に基づき総督によって指令される日に施行する。

第1部

序文

2. 適用

この法律で規定されていない場合を除き、この法律は以下の者に適用される。

- (a) ロス海属領の全ての者：
- (b) 全てのニュージーランド国民と、通常、ニュージーランドに居住している全ての者：
- (c) ニュージーランドで組織されたか、ニュージーランドからの最終的な目的地が南極である全ての遠征の全ての構成員あるいはその遠征を組織する責任者：
- (d) 全ての船舶内あるいは航空機内での作為・不作為に関して、以下に示す全ての船舶あるいは航空機の搭乗者。
 - (i) ニュージーランドの船舶や航空機、または
 - (ii) 登録されているかどうかや国籍に関わらず、ニュージーランドを出発点とし最終的に南極へ向かう、全てのその他の船舶。

3. 他の条約締約国の公式の遠征の構成員に関する例外

第2節の規定に関わらず、この法律は（第13条の規定を除く）、以下の者には適用されない。

- (a) 別の締約国の公式の遠征の全ての構成員または遠征の責任者：かつ、
- (b) ニュージーランド国民またはニュージーランドに通常居住している者ではない者。

4. 他の締約国の公式の遠征をサポートする船舶又は航空機に関する例外

第2節の規定に関わらず、他の締約国の公式な遠征のサポートに際して、運行中の船舶上あるいは航空機内で発生した人の作為・不作為に関して、その者が以下の場合を除き、この法律は（第13条の規定を除き）適用されない。

- (a) ニュージーランド国民、または
- (b) ニュージーランドに通常居住している者、または、
- (c) ニュージーランドの公式の遠征の構成員である者。

5. 他の締約国との交換科学者とオブザーバに関する例外

第2条の規定に関わらず、南極でのいかなる活動においてもその職責を果たし、国籍のある締約国から免責が放棄されない限りにおいて、他の締約国の国籍のオブザーバあるいは交換科学者、あるいは彼らに同行するスタッフの構成員には、この法律は適用されない。

対照条文:1960 No 47 s 5

6. 特定の手続きのために必要な司法長官の同意

(1) その他のいかなる規定に関わらず、本法の各条項の規定により、以下の手続きには関して、司法長官の同意が無い場合には裁判所に提起することができず、本法は適用されない。

- (a) ニュージーランド国民でない者またはニュージーランドの通常の居住者でない者による本法のいかなる違反に関するもの、または
- (b) ロス海属領域以外の南極における本法のいかなる違反に関するもの、または
- (c) ニュージーランド籍でない船舶内あるいは航空機内でのいかなる違反に関するもの。

(2) 第(1)項の規定に関わらず、逮捕され、あるいは逮捕状が発行され、実行される可能性があり、また、再拘留または保釈されるかもしれないが、司法長官の同意を得るまでの間にそれ以上の、あるいはその他の手続きが取られることは無い。

対照条文: 1960 No 47 s 3(3)

7. 定義

(1) この法律において、文脈上、他の意味が必要でない限り「活動」という言葉には以下が含まれる。

(a) 全ての活動計画：

(b) 既存の活動からの、以下を含む変更、

(i) 既存の活動の強度の増減：

(ii) 既存の活動への更なる活動の追加：

(iii) 施設の廃止措置。

「附属書」とは、議定書の附属書を意味する。

「他の条約締約国」とは、ニュージーランド以外の南極条約の締約国を意味する。

「南極大陸」とは、南緯60度以南の全ての棚氷を含む全て領域を意味する。

「南極の環境」には以下が含まれる。

(a) 自立あるいは共存関係にある南極の生態系とその構成要素、および

(b) 南極の自然及び物理的な資源、および

(c) 科学的研究、特に地球環境を理解するために不可欠な特定の研究を実施するための場としての価値や、その原生自然や美的価値観を含む南極の本質的な価値。

「南極条約」とは、1959年12月1日にワシントンで署名された南極条約を意味し、別表1に1960年南極法に英語のテキストのコピーが収められている。

「環境保護委員会」とは、議定書の第11条に準拠して設立された委員会を意味する。

「諮問会議」とは、南極条約の第9条に準拠して行われた諮問国の会合を意味する。

「諮問締約国」とは、諮問会議に代表者を任命する権利を有するものとして認識されている南極条約の締約国を意味する。

「大陸棚」とは、大陸縁辺の外縁部に地形の自然な延長として広がっている海底と海底地質を意味し、国際法に従って決定される領域か、または大陸縁辺から200海里の距離までの領域である。

「締約国」とは、南極条約の締約国を意味する。

「交換科学者」とは、南極条約第3条（遠征と南極の基地間の科学的な人材交流に関するもの）第1項（b）節に基づき交換された者を指す。

「検査官」とは、一般的な検査官または第39節で任命される特別検査官を指す。

「大臣」とは、ニュージーランドの外務貿易省の大臣である。

「ニュージーランドの航空機」とは、1990年民間航空法の下でニュージーランドに登録又は登録要請された航空機と、ニュージーランド国防軍の航

空機として使用されている全ての航空機が含まれる。

「ニュージーランドの法人」とは、ニュージーランドで設立されたか、その活動が主にニュージーランドで行われる企業体を意味する。

「ニュージーランドの船舶」とは、ニュージーランドに登録、またはニュージーランドの法律によってニュージーランドに属する船として認められている船舶と、ニュージーランド国防軍の船舶として使用されている全ての船が含まれる。

「オブザーバ」とは、南極条約第7条(1)や議定書の第14条(2)に準拠して指定されたオブザーバを意味する。

「公式の遠征」とは、締約国との関係において、当該締約国の南極プログラムの全てを意味する。

「公式のニュージーランド遠征」とは、ニュージーランドの南極プログラムの全てを意味する。

「議定書」とは、南極条約の下で1991年10月4日にマドリードで採択された南極の環境保護に関する議定書を意味し、別表2に英語のテキストのコピーと、議定書の附属書、及びこの法の施行後に締約国によって採択される可能性がある全ての附属書が収められている。

「ロス海属領」には、属領域内の全ての島嶼と氷棚、及び大陸棚が含まれている。

(2) 本法の目的において、以下の者はニュージーランドの通常居住者とみなされる。

(a) 彼または彼女の家が、ニュージーランドにある場合、または

(b) 彼または彼女が、無期限にニュージーランドに居住することを意図してニュージーランドに居住している場合、または

(c) 彼または彼女がニュージーランドに家を持つつもりか、または無期限にニュージーランドに居住するつもりで、ニュージーランドに住んでいたことがあり、現在はニュージーランドに居ないが、家を持つため、あるいは無期限にニュージーランドに居住するつもりで、ニュージーランドに帰る意思がある場合、または

(d) 構成員の大半がニュージーランド人であるか、ニュージーランドの通常居住者である、ニュージーランドの法人または非法人の場合。

(3) この法律で定義されずに使われている用語と表現で、議定書で定義されているものは、文脈上他の意味が必要でない限り、議定書と同じ意味を有するものとする。

対照条文：1960 No 47 s 2

8. 王室義務法 (Act to bind the Crown)

この法律は、王室の義務とされる。

9. 目的と原則

(1) この法律の目的は、南極の環境と、科学的研究のための領域としての南極の価値の、包括的な保護を促進することである。

(2) この法律の目的を達成するため、この法律の下で職務を果たす者や、南極における活動を計画し実行する者は、議定書第3条に定める環境方針に則って行動しなければならない

10. 大臣の指令

(1) 大臣は、南極における以下に係る全ての活動の実行、または実行の提案を、何人にも指示することができる。

(a) 南極の環境への活動の影響に関して、第9条の目的及び原則と整合性があることを大臣が納得していない場合、南極での活動を控えること：

(b) 南極の環境への活動の影響を回避または最小限にするために、大臣が適切と考える条件を遵守すること：

(c) 南極の環境への活動の影響をモニタリング、評価、検証するために、大臣が適切と考える手順を確立すること：

(d) 南極の環境への活動の影響や活動に加えられた変更点、あるいは活動を監視するための確立された手順に関して、大臣が適切と考える報告書を公表すること：

(e) 南極の環境への影響を避けるために、第9条の目的及び原則に反するような活動を変更、一時停止、または中止すること：

(f) 環境評価あるいは本条項に基づく大臣の指令に従って、活動が確実に実行されることを担保するため、大臣が適切と考える保証を与えること。

(2) 以下の者は全て有罪となる。

(a) 本条項に基づく大臣の指示に故意に従わない者、または

(b) 以下のような文書を作成した者。

(i) 重要な点につき虚偽であること、あるいは誤解を招くことを知っていて、偽証あるいは誤解を招くような書類を作成すること、または

(ii) 省略することによって文書が虚偽または誤解を招くようになることを知っていて、省略した場合。

(3) 第(2)項に違反した者は、略式裁判により1年以下の懲役または10万ドル以下の罰金が科せられる。

対照条文：1981 No 53 s 13

第2部

鉱物資源活動の禁止

11. 鉱物資源活動の禁止

以下の区域で鉱物資源に関わる活動を行うものは、何人も有罪となる：

- (a) 南極大陸（全ての氷棚を含む）：
- (b) 南極の島嶼、いわゆる南緯60度以南の島嶼：
- (c) 南極大陸及び島嶼に隣接する大陸棚の区域。

12. ニュージーランド国民による鉱物資源活動の禁止の追加

全てのニュージーランド国民と全てのニュージーランド法人は、第11条に掲げる地域以外の南極大陸の他の地域において鉱物資源活動を行った場合、有罪となる。

13. ロス海属領域における鉱物資源活動の禁止の追加

(1) 第3条または第4条に係る全ての者は、ロス海賊領域における鉱物資源活動に関して、本法の罰則規定は適用されない。

(2) 第6条と、本第2部と第6部の規定は、その適用範囲内で、本条に違反する違反する行為に関して適用される。

14. 鉱物資源活動の意味

本第2部において鉱物資源活動とは、以下の活動を意味する。

- (a) 1991年王室鉱物法の意義の範囲内での探鉱、探査、採掘を意味する：
- (b) 鉱物資源の活動に関連する後方支援活動が含まれる。
- (c) (a) 及び (b) の条文に関わらず、締約国の公式の遠征によって実施される公式の科学的研究、及びそのような科学的研究に伴う公式の後方支援活動に関しては除外される。

15. 不法行為

本第2部の規定に違反する全ての者は有罪であり、2年以下の懲役または20万ドル以下の罰金が科せられる。更に違反が継続する場合は、違反が継続する期間の毎日あるいは一定の日数に対して1万ドル以下の罰金が科せられる。

対照条文：1991 No 70 s 101(1)

第3部

環境影響評価

16. 目的

本第3部の目的は、議定書の第8条及び附属書Iを実行することである。

17. 事前環境評価書 (Preliminary environmental evaluation)

(1) 南極におけるいかなる活動の実施を提案する者は、事前環境評価書を作成しなければならない。

(2) 事前環境評価書には、以下の事項が含まれていなければならない。

(a) 目的、場所、期間、及び活動の強度などを含む、提案された活動の詳細；及び

(b) 活動が南極の環境に及ぼす影響が、軽微なまたは一時的な影響より小さいことを検討したか否かに関する文書；及び

(c) 活動に関する議定書の附属書Iの中で設定された環境アセスメント手続を、他の締約国が適用したか、適用しているかを示す文書、及び

(d) その者の名前とニュージーランドでの連絡先住所、及び

(e) その活動を遂行する可能性が高い遠征中の人数、及び

(f) 南極大陸への最終的な出発の日時及び場所。

(3) 事前環境評価書は所管大臣に送付されなければならない。

(4) もし、活動が南極の環境に及ぼす影響が、軽微なまたは一時的な影響よりも小さいかもしれないと大臣が判断した場合、大臣は、その者に活動しても良いと通知しなければならない。

18. 初期環境評価書 (Initial environmental evaluation)

(1) 南極におけるいかなる活動の実施を提案する者は、以下の場合を除き初期環境評価書を作成しなければならない。

(a) 活動が南極の環境に及ぼす影響が、軽微なまたは一時的な影響よりも小さいかもしれないと大臣が判断した場合；または

(b) 提案者が自ら包括的な環境評価書の準備を進めると決断した場合。

(2) 初期環境評価書は、

(a) その活動が南極の環境に及ぼす影響が、軽微なまたは一時的な影響よりも大きいかどうかを評価することができるよう、十分に詳細な内容を含んでいなければならない；また、

(b) 議定書附属書Iの第2条(1)に規定する事項を含んでいなければならない；また、

(c) 所定の料金とともに、検討のため、大臣に送付されなければならない。

(3) 大臣は、彼または彼女が必要と判断した協議を経て、活動が南極の環境に対して軽微なまたは一時的な影響以上のものを持っていない可能性が高いことを、初期環境評価書が示していると納得した場合は、大臣は、第10条で規定される指令に基づき、申請者に活動しても良いことを通知しなければならない。

(4) 大臣は、彼または彼女が必要と判断した協議を経て、活動が南極の環境に対して軽微なまたは一時的な影響以上のものを持つ可能性が高いことを、初期環境評価書あるいはその他の証拠が示していると納得した場合は、大臣は、第19条に基づいて作成が要求されている包括的環境評価書案の作成を申請者に通知しなければならない。

19. 包括的環境評価書案

(1) 南極におけるいかなる活動の実施を提案する者で以下の者は、包括的環境評価書案を作成しなければならない。

(a) 第18条(4)に準拠して大臣が要求した場合、または

(b) 活動が南極の環境に対して軽微なまたは一時的な影響以上のものを持つ可能性がある場合、及び初期環境評価書が準備されていない場合。

(2) 包括的環境評価書案は、

(a) 議定書附属書Iの第3条(2)に規定する事項を含まなければならない；また、

(b) 所定の料金とともに、検討のため、大臣に送付されなければならない。

(3) 大臣は、

(a) 検討のため、全ての議定書締約国と環境保護委員会に包括的環境評価書案のコピーを回覧しなければならない；また

(b) オークランド、ウェリントン、クライストチャーチ及びダニーデンの各都市にある日刊紙に包括的環境評価書案の公表に関する以下の通知を公表しなければならない、

(i) 包括的環境評価書案を閲覧することができる場所；また

(ii) 誰でもその草案についてのコメントをすることができること、また

(iii) コメントの締切日、これは公示後少なくとも90日以降でなければならない；また

(iv) コメントの送付先アドレス。

20. 最終包括的環境評価書

(1) 包括的環境評価書案を作成した者は、以下の場合、大臣の書面で通知された要請によって、最終的な包括的環境評価書を作成する場合がある。

(a) 環境保護委員会の助言に基づき、諮問会議によって包括的環境評価書案が検討された場合；または

(b) 諮問会議が不当にその草案の審議を遅らせているとの見解を大臣が示す場合。

(2) 最終の包括的環境評価書は、

(a) 環境保護委員会と諮問会議の委員会において大臣、及び他の包括的環境評価書案に関するコメントをした者によって行われた全てのコメントを、要約するか収録するかして記載しなければならない。

(b) 検討のために大臣に送付されなければならない。

(3) 大臣は、最終の包括的環境評価書を検討した後、以下を申請者に通知しなければならない。

(a) 活動を実行してもよいかどうか、および

(b) 第10条に従って大臣によって行われた全ての指令。

21. 合同環境評価

本第3部の下で、遠征の組織者や遠征の構成員の全部または一部を代行する他の人による、合同環境評価を開くことができる。

22. その他情報の補随

大臣は、彼または彼女が本法の遵守を確保するため望ましいと考えた場合、本第3部の規定による以下の文書の提出を何人にも要請することができる。

(a) 遠征の構成員として提案された者の名前と住所のリスト；または

(b) 合理的に大臣が必要とするその他の情報。

23. 本第3部における例外

(1) 大臣は、彼または彼女の指令において、他の締約国が現在適用しているか、かつて適用していたか、今後適用するであろう議定書の附属書Iに定める環境アセスメントの手続きで充分と考える場合、本第3部の要件から全ての人を免除することができる。

(2) 第(1)項で免除された者は、第24条第(1)項(e)に基づく犯罪以外、本第3部における犯罪の責任を負わないものとする。

24. 不法行為

(1) 以下の者は全て有罪となる。

(a) 南極への遠征の組織者であり、正当な理由無しに、環境評価に関して本第3部の規定が遵守されていることが確認出来なかった者；または

(b) 大臣の活動の許可の通知以前に、正当な理由無しに南極大陸内でいかなる活動をも行った者；または

(c) 本第3部の下で承認された環境影響評価の対象となる活動において、正当な理由無しに、評価に従わずに南極での活動を行った者；または

(d) 南極への遠征の組織者であり、本第3部の下で承認された活動の実施を提案している遠征の他の構成員に、正当な理由無しに、環境評価に基づいて行動しなければならないことを通知しなかった者；または

(e) 本第3部の規定に基づいて作成する際に、以下のような場合。

(i) 重要な点につき虚偽であること、あるいは誤解を招くことを知っていて、偽証あるいは誤解を招くような書類を作成した場合、または

(ii) 省略することによって文書が虚偽または誤解を招くようになることを知っていて、省略した場合、または

(f) 正当な理由なしに、第22条によって求められた情報の提供が出来なかった場合。

(2) 第(1)項(a)から(d)は、以下の者にのみ適用される。

(a) ニュージーランドで組織されたか、ニュージーランドを出発点とし、最終的な目的地が南極である遠征の責任者；または

(b) ニュージーランド国民またはニュージーランドに通常居住している者。

(3) 第(1)項に違反した者は、略式裁判により1年以下の懲役または10万ドル以下の罰金が科せられる。

第4部

南極の動植物や保護地域の保全のための措置

25. 目的

本第4部の目的は、議定書の附属書II及びVを実行することである。

26. 解釈

本第4部では、文脈上他の意味が必要でない限り、

「南極特別管理区域」とは、諮問締約国が南極特別管理区域として指定した全ての区域を意味する。

「南極特別保護地区」とは、諮問締約国が南極特別保護地区として指定した全ての区域を意味する。

「南極アザラシ保護条約」とは、1972年6月1日にロンドンで採択された条約を指す。

「南極の海洋生物資源の保存に関する条約」とは、1980年8月1日にキャンベラで採択された条約を意味し、別表1に1981年南極の海洋生物資源法の英語のテキストのコピーを収録している。

「有害に干渉する」とは、議定書の附属書IIの第1条の「有害な干渉」に対応した意味を持つ。

「史跡や歴史的建造物」とは、諮問締約国によって承認された、全ての史跡、歴史的建造物を意味する。

「管理計画」とは、協議締約国によって承認された南極特別保護地域や特別管理区域に関する管理計画を意味する。

「許可」とは、大臣が発行した書面での正式な許可を意味する。

27. 保護地域の留意事項

(1) 南極特別保護地域や特別管理区域で活動を行う全ての者は、そのような区域に適用される全ての管理計画の要求事項に従って行動しなければならない。

(2) 南極では、何人も全ての史跡や歴史的建造物やその構成物の損傷、破壊、移動することを慎まなければならない。

(3) 本第(2)条に関わらず、いかなる史跡や歴史的建造物の部分や構成物は、以下の場合には移動される可能性がある。

(a) 大臣の書面による許可に従う以下の場合

(i) 復元または保護を目的とした場合、または

(ii) 史跡や歴史的建造物に適用される全ての管理計画と整合している移動の場合、または

(b) 緊急時に、保護を目的とする場合。

(4) この節の規定に違反する行為を行う全ての者は、有罪である。第27条(3)(a)は、2012年2月25日に、2012年南極大陸（環境保護）改正法(2012 No 3)の第4条に置き換えられた。

28. 許可証以外の行為の禁止

(1) 何人も、本第5部にに基づき発行された許可された場合を除き、以下の行為をしてはならない。

(a) 南極特別保護地区内への立入りと活動の実施；または

(b) 南極原産の鳥類や哺乳類を採取し、採取しようとする事；または

(c) 南極での局地的な分布や生物量が著しく影響を被るような量で、南極の自生植物を除去し損傷すること；または、

(d) 自生植物や原産の哺乳類や鳥類や脊椎動物に有害な干渉すること；または

(e) 南極大陸の土地や氷棚上あるいは水中に、その原産ではない動物、植物、または微生物のいかなる種も導入すること；または

(f) 南極にいかなる非滅菌土壌を持ち込むこと。

(2) 第(1)項(e)は、議定書の要件に沿った許可の範囲内で、南極に食品を持ち込むことを禁止するものではない。

(3) 議定書に基づく検査によって、議定書の附属書IIへの付録Cに規定する疾病の証拠が明らかである場合、誰も羽毛付きの鶏肉を南極の持ち込んではならない。

(4) 本節に違反する行為を行う全ての者は、有罪となる。

29. 許可の申請

(1) 第28条(1)で規定する行為を行うための許可を受けようとする全ての者は、大臣に書面で申請しなければならない。

(2) 全ての申請書には、規定の手数料を添えなければならない。

(3) 全ての申請書には、以下の事項を指定しなければならない。

(a) 申請者の名前と住所；および

(b) 申請書に関連する活動の性質及び目的；および

(c) いつ、どこで、誰によって、どのように活動が行われるか。

(4) 共同出願は、南極への遠征の構成員の全部または一部に関して行うことができ、その遠征の構成員になれる者の全部または一部に対して、共同発行される。

(5) 本第4部の規定に従うことを条件に、大臣は、彼または彼女の裁量で、許可を発行するか、あるいは許可の発行を拒否できる、あるいは、彼または彼女が適切と考える条件のもとで許可を発行することができる。

(6) 大臣によって、全ての許可が取り消されるか、または中断される。また、許可に付された条件は、いつでも改正することができる。

(7) 本第(4)条に準じて、大臣の書面による承諾がある場合を除き、許可を他の者に譲渡してはならない。

30. 南極特別保護地区に関する許可の制限

南極特別保護地区内に立入り、いかなる活動をも行うためには、以下の条件で許可証が発行されなければならない。

- (a) その地区に関連するあらゆる管理計画の要件に応じる場合のみ、また
- (b) 議定書の附属書Vに定める制限および条件に従う場合のみ、また
- (c) 大臣が適切と判断するその他の条件に従い、第9条の目的及び原則に反しない場合。

31. 原産の動植物採取に関する許可の制限

第28条(1)の(b)項または(c)または(d)項に言及するいかなる行為を行うためには、以下の条件で許可証が発行されなければならない。

- (a) 議定書の附属書IIに定める制限および条件に従う場合のみ、また
- (b) 大臣が適切と判断するその他の条件に従い、第9条の目的及び原則に反しない場合。

32. 南極大陸への外来の動物、植物または微生物の導入に関する許可の制限

南極に外来のいかなる動物、植物、または微生物を持ち込む場合、または全ての非滅菌土壌を持ち込むには、以下の条件で許可証が発行されなければならない。

- (a) 議定書附属書IIの第4条と付録に定める制限および条件に従う場合のみ、また
- (b) 大臣が適切と判断するその他の条件に従い、第9条の目的及び原則に反しない場合。

33. 不法行為

(1) 本第4部の規定を侵害する不法行為を行う者は、略式裁判により6カ月以下の懲役、または10万ドル以下の罰金が科せられる。

(2) 本第4部の他の規定に関わらず、以下の場合に行為または不作為を行った全ての者は、本第4部の規定を侵害していないとする。

(a) ニュージーランド以外のいずれかの条約締約国によって発行された許可証に基づいている場合、または

(b) 南極アザラシの保存に関する条約の締約国が、その条約に基づいて発行した許可証に基づいている場合、または

(c) 1981年南極の海洋生物資源法に準拠して発行された許可証に基づいている場合、または

(d) 南極海洋生物資源の保存に関する条約の締約国が、その条約に基づいて発行した許可証に基づいている場合。

第5部

廃棄物処理

34. 一般廃棄物処理の原則及び廃棄物管理

南極で活動を行う全ての者は、議定書の附属書Ⅲ第1条の廃棄物処理、廃棄物管理の原則と同じ規範で行動しなければならない。

35. 廃棄物処分

議定書の附属書Ⅲの第2条から第7条までは、ニュージーランドの法律の一部としなければならない。

36. 違法な廃棄物等の処分

- (1) 議定書の附属書Ⅲの第2条から第7条の規定以外の方法による南極での廃棄物処分は違法である。
- (2) 議定書の附属書Ⅲの第2条から第7条の規定に反する行為は違法である。
- (3) 南極で野焼きによって廃棄物を処分することは違法である。

37. 不法行為

- (1) 第36条の規定を侵害する不法行為を行う者は、略式裁判により6か月以下の懲役、または10万ドル以下の罰金が科せられる。
- (2) その人が違反を引き起こすことを意図して行動していない場合、または違反する恐れがあるかが分からなかった過失の場合は、本条(1)の規定に関わらず、何人も、第36条のいずれかの違反のために刑を宣告されることはない。

第6部

雑則

南極における緊急事態

38. 南極における緊急事態

- (1) 緊急時に発生する、以下の場合における何人の作為または不作為は、第10条、第24条、第4部または第5部の下で違法とされない。

- (a) 人の生命の安全に関する場合、または
- (b) 船舶や航空機の安全に関する場合、または
- (c) 価値の高い施設や機器に関する場合、または
- (d) 南極の環境の保護に関する場合。

(2) 本条項が適用される作為または不作為を犯した全ての者は、60日以内に、作為または不作為の完全な説明とその理由を大臣に提出しなければならない。

(3) 第(2)項を遵守しない者は有罪とされ、略式裁判により2000ドル以下の罰金が科せられる。

39. 検査官の任命

(1) 大臣は、何人に対しても以下の者として任命する令状を発行することができる

(a) この法律の規定、及びこの法律に基づいて行われた全ての規制が遵守されているかどうかを、大臣（彼または彼女）に報告するための一般的な検査官：

(b) 本法律の規定を施行する特別検査官。

(2) 以下の場合以外は、何人も特別検査官に任命してはならない。

(a) 専門的能力、職務の下で訓練されており、この法律により特別検査官に付与されたと同様の権限を行使する者、および

(b) 公務員あるいは公務で雇用された者。

40. 任命に係る規定

(1) 全ての検査官は、特定の事例で、あるいは一般的な事例のいずれかに関して報告するために任命されることがある。

(2) 全ての検査官は、大臣が承認することができるような期間や条件で任命されなければならない、しかし、その選任された者が正規の公務員又は公務のための雇用者であれば、任命に関して報酬は追加されない。

(3) 全ての検査官は大臣が適当と考える任期で任命されるものとし、再任されることができる。

(4) 全ての検査官は、いつでも大臣の裁量で彼または彼女の任命状を取り消したり、大臣に返還することができる。

(5) 全ての検査官は、任期の満了時、またはオフィスからの退去時に、彼または彼女の任命状を大臣に返還しなければならない。

(6) いかなる検査官も、この法律の規定による検査役として選任されたことによって、1988年国家部門法の国家公務員に採用されたとはみなされ

ない。

対照条文： 1981 No 53 s 8(2)–(5)

41. 検査官の立入検査に係る一般的権限

(1) この法律またはこの法律の下で行われる全ての規制の下で、彼または彼女の職務を遂行するため、全ての検査官は、南極のいかなる領域でも随時立入り、検査し、いかなる事にもアクセスできる。

(2) 本第41条及び第42条から第46条では、「領域」とは、全ての場所、施設、設備、装置、船舶、航空機、及び車両を含み、「事」とは全ての文書、植物、動物を含む。

42. 令状を持つ特別検査官による捜査と押収

(1) 第(2)項の規定に従い、地方裁判所判事、正当な権限を有する司法、群治安判事、または登録官（巡査ではない）は、特別検査官の申請に基づき、申請に記載された「領域」や「事」が正当な理由があることに納得した以下のような場合、無条件または条件付きで、一つの事例について14日以内（または令状で指定することができる期間内）に、領域への立入り検査し、また、その領域内で見つかったものを押収することを認可する令状を発行することができる。

(a) この法律に違反する不法行為があったか、あるいは関わっている可能性のある場合、または

(b) この法律に違反する不法行為に関わる証拠かそうかもしれない場合、または

(c) この法律に違反する不法行為を犯すことを意図して使用される場合。

(2) 特別検査官が、第(1)項に基づく令状を申請する場合、以下の事項をしなければならない。

(a) 正当な令状とするために、最初に関連事項に関してその他の申請が行われているかどうかの照会を行う必要があり、次いで（もしそうなら）以下の事項について照会しなければならない。

(i) 各申請で申し立てられた一つあるいは複数の不法行為；及び

(ii) 各申請に基づく結果；及び

(b) 令状申請に際して、調査の結果を開示しなければならない。

(3) 本条第(1)項に基づく全ての令状は、特別検査官または巡査にのみ指令され、行使されなければならない。

(4) 本条第(1)項に基づいて令状を行使する者は、令状で指定された区域に（ドアを破壊するか、あるいはそれ以外の方法で）立入り捜査する権限を行使できる、または、正当と判断できる状況下でその区域内の何であっても壊して開けることができる。

第42条（1）：2008年警察法の第116条（a）（ii）の（2008 No 72）に基づき、2008年10月1日に改正した。

第42条（1）：1998年地方裁判所改正法（1998 No 76）の第7章に基づき、1998年6月30日に改正した。

第42条（3）：2008年警察法の第116条（a）（ii）の（2008 No 72）に基づき、2008年10月1日に改正した。

43. 令状なしの特別検査官による搜索と押収

（1）全ての特別検査官は、信ずべき正当な理由があることが満たされていると納得する以下のような場合、任意の区域に関して令状が得られたかのように、第42条に含まれている家宅搜索の権限を行使することができる

（a）第42条に基づく令状の発行の根拠がある場合；および

（b）特別検査官が令状を取得するために現実的ではない場合；および

（c）このような令状を得る前に、この法律に違反する不法行為を犯す、あるいは、不法行為の証拠が破壊される可能性があるという現実のリスクがある場合；および

（d）令状なしでも制止することが重要で、必要と考えられる不法行為の場合。

（2）令状なしで任意のものを押収した全ての特別検査官は、できるだけ早く、令状なしで押収した正当な理由を記載した報告書を大臣に送付しなければならない。

44. 検査官の義務

全ての検査官は、第41条から第43条までの規定の下でいかなる権限をも行使する場合は、以下の事項が義務付けられる。

（a）検査官は、彼または彼女の身分証明書と検査官の任命状を携行しなければならない；また

（b）以下の場合、立入り区域のいかなる責任者にも提示しなければならない。

（i）立入り区域（そのような担当者が存在する場合）・内に立入る場合；また

（ii）そのような担当者に提示を求められた場合は、妥当な時間の後に；また

（c）立入りと検査又は捜査の完了時に、その区域の責任者がいなかった場合は、検査または捜査を完了した後、実際的な範囲で可及的速やかにその区域の所有者あるいは責任者に、次に掲げる事項を記載した書面によってその区域が検査または捜査されたことを通知しなければならない。

- (i) 立入りまたは捜査の日付と時刻；
 - (ii) 立入りまたは捜査の状況と目的；
 - (iii) 立入りした者全ての名前；
 - (iv) 立入り捜査の根拠となった令状の主な内容。
- (d) 捜査令状に基づく捜査の場合、検査官は捜索令状を携行し、求められた場合は提示しなければならない；また
- (e) 何かを押収した場合、押収した全ての物の一覧表をその区域の所有者あるいは責任者に渡さなければならない；また
- (f) 不法行為や容疑事実は、可及的速やかに警察に報告しなければならない。

45. 令状なしの特別検査による逮捕

- (1) 特別検査官が信じる正当な理由を有する場合、以下の者を逮捕することが出来る。
- (a) 本法に違反するか、あるいは違反した全ての者；および
 - (b) 本法に基づく手続に答えることが出来ない者か、あるいはそのような手続きの全てに答えるように見えない者である恐れがある場合；および
 - (c) 令状なしの逮捕の重要で、必要と考えられる全ての違反行為。
- (2) 本条項(1)に規定する全ての者によって、誠実な彼または彼女を支援するために、誰かを逮捕するように指示した者は正当とされる。
- (3) 逮捕令状なしに誰かを逮捕した全ての特別検査官は、實際上出来るだけ早く次の事をしなければならない。
- (a) 違法行為に関わる情報を整理すること；および
 - (b) 逮捕された者を巡査の管理下に引き渡すこと；および
 - (c) 令状なしに逮捕した理由を記載した報告書を大臣に送付すること。
- (4) 全ての特別検査官は、本条項の下で逮捕されている者を保釈しなければならない。
- (5) 検査官が次のように日程を指定した時点で、保釈された全ての者は、彼または彼女がその法廷に出席するという条件で釈放されなければならない。
- (a) 検査官が保釈を許可した時点、または
 - (b) その時点で、實際上、保釈が実行可能でない場合には、その後できるだけ早く保釈を許可する。
- 6) 巡査、登録官、または地方裁判所に係る規定を特別検査官への参照とする場合、その他の必要な修正を加える場合は、2000年保釈法の第32条(3)、第32条(4)、第33条(1)、第33条(2)、第36条、第37条(1)、第37

条 (3)、第37条 (4) は、本条項における全ての保釈に適用される。

対照条文：1989 No 18 s 36A; 1991 No 18 s 14; 1991 No 100 s 5

第45条 (3) (b) は、2008年警察法 (2008 No 72) の第116条 (a) (ii) の規定により2008年10月1日に改正した。

第45条 (6) は、2001年1月1日に2000年保釈法の第74条 (2) に置き換えた。

第45条 (6) は、2008年警察法 (2008 No 72) の第116条 (a) (ii) の規定により2008年10月1日に改正した。

46. 押収された財産の所有権

(1) 本法の規定により押収された全ての物は、以下の時まで王室政府に保持され、その後、所有する権利を有する者に返還しなければならない。

(a) その物が押収されることになった不法行為の容疑に関するいかなる情報も備わっていないと判断された時点、または

(b) もしそのような情報が備わっていた場合、その物が押収されることになった不法行為の手続きが完了した時点、または裁判所が決定する時点。

(2) 特別検査官は、その物が押収されたら、実際上できるだけ早く、本法の規定に基づきその物が押収されることになった不法行為の容疑に関する情報について、手続きするかどうか決定しなければならない。

(3) 物を押収された者、あるいは押収物の所有者または所有権を有する者は、以下のことをすれば押収物の返還される場合がある。

(a) 大臣 (情報が備わっているか否かが判断されていない場合) に申請する、または

(b) 裁判所 (情報が備わっている場合) に申請する。

(4) 大臣又は裁判所は、このような条件全てが満たされ、保証人がいて、その他の条件 (もしあれば) を指定できる場合は、場合に応じて押収物の返還を命ずることもある。

対照条文: 1991 No 18 ss 16, 17(1), 20

47. 検査を妨害する不法行為

本法の下で彼または彼女の職務を遂行している検査官に対して、妨害、隠ぺい、抵抗、又は偽証をした者は、略式裁判により有罪となり1500ドル以下の罰金が科せられる。

対照条文：1991 No 69 ss 338(3)(a), 339(3)

48. 監督官

大臣は、南極条約の第VII条又は議定書の第14条に従った検査を実施する目的で、任意の者を監督官として選任することができる。

49.検査官等の訴追からの保護

この法律の下で彼または彼女の職務を果たす際に、善意でかつ正当な注意を払って行動した検査官または観察者の作為または不作為に関して、王室政府、または任意の検査官、または任意の監督官、または検査官の指示の下で行動する者を訴追する行動をとってはならない。

対照条文: 1981 No 53 s 10

50. 費用負担の原因となった検査官の責任

本法の規定のいずれか若しくは本法の全ての規制を遵守出来なかったか違反した者、または、本法若しくはそのような規制に従って正当に課された命令または指令または条件を遵守出来なかったか違反した者は、有罪判決に基づき、法定の意見によって、検査官によって生じたいかなる費用をも正当かつ適当な方法で王室政府に弁償しなければならず、その費用は罰金等の方法で、その者から回収しなければならない。

対照条文: 1981 No 53 s 15

雑則

51. 文書の取扱

(1) ある人への大臣から出された、全ての指令あるいはその他の文書は、以下の通り配布される。

(a) その人に届けられる、または

(b) その人がその時に使用している連絡方法に応じて、その人の住所に郵送されるか、私書箱に配達される、または

(c) その人が使用している電話番号にファクシミリによって送信される、または

(d) その人が南極にいる場合、任意の電気通信または無線通信リンクを介してその人に読んで伝える、または

(e) 裁判所による連絡方法に関しては、どのような方法にも応じる。

(2) 第(1)項の(b)または(c)の規定により与えられるすべての指令やその他の文書は、以下の者に送られる。

(a) ニュージーランドの住所（ニュージーランド在住の場合）、または

(b) その人がいる南極の基地、または

(c) その人が乗船している船舶。

(3) 全ての指令あるいはその他の文書は、第(1)項に記載された方法の任意の組み合わせによって送られる。

(4) 指定された時間内に、全ての指令あるいはその他の文書が届かなかった場合、人による落ち度がなかったことが証明された場合は提供者に送信されたり、配信されたとは認められない。

対照条文: 1993 No 105 ss 391, 392

52 資格証明書

(1) 大臣は、以下の場合、何時でも有効な資格証明書を与える場合がある。

(a) ニュージーランド籍の航空機やニュージーランド籍の船舶ではない、またはかつてなかった航空機や船舶、

(b) ニュージーランドの公式の遠征であるか、かつてなかった遠征、または他の締約国と関係がある公式の遠征、

(c) 他の締約国の公式の遠征を支援するために、遠征に含まれたかどうかに関わらず、稼働されたか、されなかった船舶又は航空機、

(d) オブザーバであるか、交換科学者であるか、またはオブザーバか交換科学者に伴うスタッフの構成員であるか、または第5条によって免責があるかどうかという質問に関わらず、これらの場合。

(2) 本法に違反する行為のための手続において、以下のことを行う。

(a) 第(1)項(a)の下で指定された証明書は、証明書に定める事項の一応の証拠となる。

(b) 第(1)項(b)または(c)または(d)に基づいて与えられた証明書は、証明書に定める事項の決定的な証拠となる。

(3) 本条項の目的のために、このセクションの下での証明書であると称する文書は反対が立証されない限り、そのような証明書であるものとみなされ、正式に与えられたもの。

対照条文: 1960 No 47 s 6; 1981 No 53 s 12; 1993 No 48 s 6

53. 特定の法令による効力減損の否定

本法のいかなる規定によっても、次の法令の効力を落とすものではない。

(a) 1981年南極の海洋生物資源法 :

(b) 1978年海洋哺乳類保護法 :

(c) 1960年南極法 :

(d) 1977年領海、接続水域、排他的経済水域法 :

(e) 1929年10月31日の官報2747ページと2748ページに掲載の1929年ロ

ス海属領域法。

対照条文: 1981 No 53 s 16

第53条 (d) は、1996年領海、接続水域、排他的経済水域法 (1996 No 74) に基づき1996年8月1日に改正した。

54. 1994年海上輸送法の適用

(1) 総督は随時、勅令により、議定書の附属書IVを実施し改善することを目的として、次のことを政令によって規定するか、あるいは政令によって1994年海上輸送法を改正し、南極海域にまで拡張し、その政令を施行することを宣言する。

(a) 1994年海上輸送法の全ての規定、

(b) 同法に基づき行われる海洋保護のルール。

(2) 本条項の内容は、以下を制限するものではない。

(a) 同法の規定、またはどのような規制がなされているかどうかに関わらず南極海域で適用される規則、または

(b) 同法の下での海洋保護のルールを作るための権限、または

(c) 1994年海上輸送法、または同法に基づく海洋保護の規則で本条項が適用される規則に違反する不法行為に関する、同法の他の条項の適用。

(3) 本条項では、「南極海域」とはロス海属領域と他の海域に隣接する南緯60度以南のニュージーランドの領海を意味し、「領海」とは、1997年接続水域、排他的経済水域法の第3条に規定するニュージーランドの領海を意味する。

第54条 (3) の領海は、1996年領海と排他的経済水域改正法の第5条 (4) に基づき、1996年8月1日に改正した。

(1996 No 74).

55. 規定類

(1) 総督は随時、勅令により、以下の全て、またはいずれかの目的のため、規制を発布することができる。

(a) 本法に基づいて必要とされる方法や、申請書の内容、注意事項、環境評価書、あるいは他の文書や情報の規定、

(b) 本法に基づく申請書と環境評価書の提出に関して、支払うべき手数料と手数料を計算する方法の規定、

(c) 第3部の規定に基づく手続きの規定、

(d) 第26条の規定の範囲内で、南極特別管理地域や南極特別保護地区の地域指定、

(e) 第26条の史跡や文化財の意味の範囲内で、遺跡や建造物の指定、

(f) 焼却炉に関する排出基準と設備指針の規定、

(g) 南極の環境保護と、科学研究の領域としての南極の価値のための南極条約や議定書に基づいて採択された全ての措置の遂行、

(h) 本法の実効性を高め、遂行するために、検討され必要とされるその他の事項の規定。

(2) 総督は、随時、勅令で次のことを行う。

(a) 別表2に記載された議定書の文章を必要に応じて更新し、別表2を改正すること。

(b) 別表2の廃止と、別表2に記載された議定書の文書を更新し、新しい別表2を策定すること。

(3) 本条項(2)に基づいて行われる全ての規制は、以下のとおりでなければならない。

(a) いずれかの年の6月30日までに行われた場合、議会法によってその年内に明らかに承認され成立した場合を除き、その年の12月末日に失効する、および

(b) いずれかの年の7月1日以降に行われた場合、議会法によって翌年の終わりまでに明らかに承認され成立した場合を除き、翌年の12月31日に失効する。

(4) 本条項に基づいて行われる全ての規制について、その規則の違反と非遵守に対して、略式裁判により、いかなる不法行為についても違反者に5000ドルを超えない罰金を科すことが出来る。

(5) 環境大臣、保全大臣及び大臣が適当と判断した人物に大臣が相談した後、大臣からの助言がなされた場合を除き、第(1)項(g)に基づいて勅令を公布してはならない。

対照条文: 1990 No 98 s 42C(2); 1992 No 75 s 22; 1993 No 95 s 151

56. 他の法の改正

(1) 別表1に指定された改正案は、別表に示された方法で修正される。

(2) 改正(等)は、法(等)に組み込まれる。

57. 廃止と失効

(1) 結果として、ここに南極改正法1970は廃止された。

(2) ここに南極(動植物)規則1971(SR 1971/278)、南極(動植物)規則1971年改正No. 1(SR 1973/284)は取り消された。

(3) ここに南極大陸(特別保護地区)政令1971(SR1971/279)は取り消された。